

射水市監査委員告示第3号

定例監査結果の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、射水市監査基準（令和2年射水市監査委員告示第6号）に準拠して令和6年2月に実施した商工企業立地課、観光・定住課、農林水産課、農業委員会事務局の定例監査の結果を同条第9項の規定により別紙のとおり公表する。

令和6年2月20日

射水市監査委員 村上 欽哉

射水市監査委員 折橋 清弘

射水市監査委員 中川 一夫

第1 監査の概要

1 監査の対象及び選定理由

(1) 監査の対象

- (産業経済部) 商工企業立地課、観光・定住課、農林水産課
- (農業委員会) 農業委員会事務局

(2) 選定理由

商工企業立地課、観光・定住課、農林水産課、農業委員会事務局の財務に関する事務、経営に係る事業の管理については、監査の実施頻度、金額的・質的重要性などから、次のとおり当年度の監査委員監査又は書面監査の対象とする。

監査の方法	対象部局	前回の監査期間（監査範囲）	
監査委員監査	農林水産課	令和5年2月1日 ～ 令和5年2月15日 (令和3年度執行分)	書面監査
	農業委員会事務局		
書面監査	商工企業立地課		監査委員監査
	観光・定住課		

2 監査の目的と範囲

重要リスクに対する内部統制の整備状況及び運用状況等を監査し、その有効性を評価するとともに、令和4年度に執行した当該事務が関係法令及び規程等に準拠し、適正で効率的かつ効果的に行われているかを、証ひょう書類等の突合、質問、関係書類の閲覧などの監査手続を通じて検証することを目的とする。

3 重要リスク及び監査の着眼点

監査の実施に当たり、重要リスク及び監査の着眼点を次のとおり設定した。

重要リスク	監査の着眼点
(1) 必要性の乏しい補助金や助成金が交付されるリスク	ア 使用は、交付要綱の交付目的及び交付対象を逸脱していないか。
	イ 補助金の交付条件は適切に付され、条件どおり交付、履行されているか。
	ウ 実績報告に基づく精算は適切か。
	エ 補助の効果は確認されているか。また、補助効果の点から整理すべきものはないか。
(2) 適正な契約手続が行われないリスク	ア 随意契約による場合、その理由は適正か。
	イ 随意契約による場合は原則として2人以上の者から見積書を徴しているか。また、例外的

	に1人の者から見積書を徴する時は、その理由は適正か。
	ウ 予定価格、調査基準価格及び最低制限価格の算定、秘密保持の方法は適正に行われているか。また、工事については設計書金額の一部を正当な理由なく控除するいわゆる歩切りを行っているものはないか。
	エ 権限を超えた契約及び恣意に分割している契約はないか。
	オ 契約書、見積書等関係書類及び恣意に分割している契約はないか。
(3) 支出事務が適正に行われていないリスク	ア 違法、不当な支出又は不経済な支出はないか。
	イ 需用費、備品購入費の支出において、検査検収は確実に行われ、かつ、物品購入、修繕等の事実のないものはないか。
	ウ 委託料の支出において、委託の相手方及び選定方法は適切か。
	エ 委託内容の履行確認は適正に行われているか。また、履行期限は守られているか。

4 監査の実施内容

商工企業立地課、観光・定住課、農林水産課、農業委員会事務局の財務に関する事務、経営に係る事業の管理について、主な着眼点ごとに、内部統制の整備状況及び運用状況について、証ひょう書類等の突合、質問、関係書類の閲覧などの方法により監査を実施した。

5 監査の期間

令和6年1月31日から令和6年2月14日まで

第2 事業の概要

1 事務又は事業の概要

(1) 商工企業立地課

商工企業立地課は、商工労政、企業立地に関する事務を行っており、主として次のような事務が行われている。

- ① 商工業の振興に関すること
- ② 雇用の安定及び促進に関すること
- ③ 勤労者福祉の向上に関すること
- ④ 企業誘致及び工場立地に関すること

(2) 観光・定住課

観光・定住課は、観光振興、定住促進に関する事務を行っており、主として次のような事務が行われている。

- ① 観光振興及びブランド化の推進に関すること
- ② 各種まつり及びイベントに関すること
- ③ 特産品の奨励に関すること
- ④ 空き家の利活用、移住・定住の促進に関すること
- ⑤ 地域おこし協力隊に関すること

(3) 農林水産課

農林水産課は、農林水産業の振興に関する事務及び管理を行っており、主として次のような事務が行われている。

- ① 農業の振興、農業経営の支援に関すること
- ② 農業振興地域整備計画に関すること
- ③ 農業農村整備事業に関すること
- ④ 森林整備に関すること
- ⑤ 水産業の振興育成に関すること
- ⑥ 新湊漁港の整備・維持に関すること

(4) 農業委員会事務局

農業委員会事務局は、農業委員会に関する事務を行っており、主として次のような事務が行われている。

- ① 農業委員会の開催に関すること
- ② 農地法による許可、届出等に関すること
- ③ 農業者年金に関すること

第3 監査の結果

事務事業は概ね適正に行われていたものと認めるが、次の事項について措置又は検討されたい。なお、その他簡易な注意事項については、記述を省略した。

1 意見

(1) 農林水産課

ア 負担金補助及び交付金について、各事業の費用対効果や有効性・妥当性を改めて精査され、交付金額の見直しや交付期間の設定をするなど補助の必要性や効果等を検証されたい。

イ 農村環境改善センターの利用者数が年々減少していることから、利用者数の確保対策にしっかり取り組まされたい。

ウ 水産業の担い手確保と育成は最重要課題であり、高いブランド力を誇る新湊産魚介類の水産資源の保全や安定的・持続的な供給を図るため、国や県と連携して取り組まされたい。